

発行日 2025 年 7 月 1 日

隣 組 回 覧



「よろずなんでも相談所」開設のご案内

～毎日の暮らしの中でお悩みはありませんか？～

「いじめ・体罰」などに関する問題、家庭内における様々な問題プライバシーに関する問題などの心配ごとに、人権擁護委員が丁寧に相談に応じます。

お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時 2025 年 7 月 1 5 日 (火)

午前 1 0 時～正午

※事前の予約が必要です

場所 須坂市人権交流センター

問合せ先

人権に関する総合相談窓口

須坂市人権交流センター

電 話

0 2 6 - 2 4 5 - 0 9 0 9

●他市町村の特設相談所でも相談ができます。

日 程	相 談 時 間	開 催 場 所
2 日 (水)	午後 1 時 30 分～3 時 30 分	小布施町 北斎ホール
14 日 (月)	午後 1 時～4 時	長 野 市 豊野支所
15 日 (火)	午後 1 時～4 時	長野中央隣保館
		長 野 市 更北公民館
18 日 (金)	午後 1 時～4 時	長 野 市 川中島町公民館

★下記のとおり電話での法務局相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください

みんなの人権 110 番

0570-003-110

こどもの人権 110 番(通話料無料)

0120-007-110

女性の人権ホットライン

0570-070-810

月～金(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

長野人権擁護委員協議会、長野・飯山地域人権啓発活動ネットワーク協議会



須坂市人権交流センターに「総合相談窓口」を開設しています。

月～金 午前 9 時～午後 5 時 (ただし 年末年始及び祝祭日は除く)

電話 0 2 6 - 2 4 5 - 0 9 0 9

裏面の人権啓発コーナーをご覧ください。

多文化共生社会

日本とは違う文化や風習を理解する

世界には様々な国や地域があり、それぞれに固有の言葉や文化があります。
 そうした違いを認め合い、国籍の違う人たちが、互いに協力して
 生きていく社会を多文化共生社会といいます。

日本人

外国人の文化を
 理解し日本の
 文化も伝える

「郷に入れば郷に従え」という
 考え方だけではなく、お互いを
 理解することが大切

外国人

日本の文化や
 習慣を理解して
 生活する

異なる文化の間で起こる問題

日本で行われていなかったり、あるいは良しとされていなかったりすることも、
 ある国や地域の人にとっては、とても大事な文化や風習という場合があります。

(例) いれずみと入浴拒否

民族の風習にならい、顔にいれずみをした外国人がいました。

しかし、日本ではいれずみがあると共同浴場などへの入場を拒否されることがあります。

その外国人も、入浴を断られてしまいました。

人権に国境はありません

肌の色や言葉は違っても、地球上のすべての人には
 人間らしく幸せに暮らす権利があります。

生まれた国や地域に関係なく、日本人も外国人も一緒に
 仲よく暮らせる社会をつくるのが大切です。

お互いに
 認め合うことが
 基本

